

(1) 税額の計算方法

- ① 総所得金額 を計算します。… 7. 所得の種類及び所得の計算方法をご覧ください。
- ② 所得控除合計 を計算します。… 8. 所得控除の種類と控除額の計算方法をご覧ください。
- ③ ① 総所得金額 - ② 所得控除合計額 = 課税総所得金額
- ④ ③ 課税総所得金額 × 所得割の税率 10% (町民税 6%、県民税 4%) = 税額控除前所得割額
- ⑤ ④ 税額控除前所得割額 - 税額控除額 (注 2) = 所得割額
- ⑥ 住民税の額 = ⑤ 所得割額 + 均等割額 (一律 5,000 円)

(注) 1 分離課税の所得 (譲渡所得や山林所得など) がある場合や配当割額又は株式等譲渡所得割の控除不足額があるときなどは計算方法が異なります。

2 「税額控除額」は 9. 税額控除の (1) 調整控除 (2) 配当控除 (3) 住宅借入金等特別税額控除 (4) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除 (5) 寄付金税額控除の合算額です。

【住民税の非課税規定】

●均等割の非課税規定

次のア～ウに該当する方には、町民税・県民税の均等割・所得割とも課税しません

ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

イ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、合計所得金額が 125 万円以下の方

ウ 扶養親族がいない方は合計所得金額が 28 万円以下、扶養親族がいる方は次の式で計算した合計所得以下の方
計算式：28 万円 × (扶養の数 + 1) + 168 千円 … 控除額が合計所得金額を上回っているときでも、この計算式で求めた合計所得金額以上の所得があるときは、均等割が課税されます。

●所得割の非課税規定

扶養親族がいない方で、総所得金額等が 35 万円以下の方には、所得割を課税しません。

扶養親族がいる方で、次の式で計算した総所得金額以下の方には、所得割は課税しません。

計算式：35 万円 × (扶養の数 + 1) + 32 万円

※非課税所得金額の一覧表

住民税が非課税になる所得金額	
扶養なし…	280,000 円以下
扶養 1 人…	728,000 円以下
扶養 2 人…	1,008,000 円以下
扶養 3 人…	1,288,000 円以下
扶養 4 人…	1,568,000 円以下

所得割が非課税 (均等割のみ課税) になる所得金額	
扶養なし…	350,000 円以下
扶養 1 人…	1,020,000 円以下
扶養 2 人…	1,370,000 円以下
扶養 3 人…	1,720,000 円以下
扶養 4 人…	2,070,000 円以下

(2) 税率

- ・ 均等割 町民税 3,500 円 県民税 1,500 円
- ・ 所得割 (総合課税分) 町民税 6% 県民税 4%